

平成31年度 漁港漁場関係工事積算基準 正誤表

掲載頁	誤	正	コメント																																																																																				
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-6～7 番号9	<p>2-11-3 積算の方法 現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。</p> <p>1) 率計算による部分 (1) 率計算による額の算定 現場環境改善費(率部分)は、工種区分にしたがって、「表-② 現場環境改善費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。 対象額は、直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象額)、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げる。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p>	<p>2-11-3 積算の方法 現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。</p> <p>1) 率計算による部分 (1) 率計算による額の算定 現場環境改善費(率部分)は、工種区分にしたがって、「表-② 現場環境改善費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。 対象額は、直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象額)、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げる。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p>	字句の修正																																																																																				
<p style="text-align: center;">表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="282 472 981 647"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K_i = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p style="text-align: center;">ただし、 K_i : 共通仮設費率(%) P : 共通仮設費率の算出対象額(円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b							<p style="text-align: center;">表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="1178 472 1877 647"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K_i = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p style="text-align: center;">ただし、 K_i : 共通仮設費率(%) P : 共通仮設費率の算出対象額(円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b																																																					
対象額 適用区分等 工種区分		600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																	
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="282 839 981 1015"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>0.92 %</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="282 1038 981 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.25 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_i = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p style="text-align: center;">ただし、 I_i : 現場環境改善費率(%) P : 現場環境改善費率の算出対象額(円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="1178 839 1877 1015"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事</td> <td>0.92 %</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1178 1038 1877 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.25 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_i = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p style="text-align: center;">ただし、 I_i : 現場環境改善費率(%) P : 現場環境改善費率の算出対象額(円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %	構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %
対象額 適用区分等 工種区分		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																		
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %																																																																																			
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																			
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %																																																																																			
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %																																																																																			
構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																			
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																			
		a	b																																																																																				
海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %																																																																																			

平成31年度 漁港漁場関係工事積算基準 正誤表

掲載頁	誤	正	コメント																																																																																										
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-9~10 番号10	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="302 263 1019 454"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="280 518 974 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>23.60 %</td> <td>98.9</td> <td>-0.0909</td> <td>14.12 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.25 %</td> <td>46.5</td> <td>-0.0413</td> <td>19.20 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="280 718 974 853"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>27.72 %</td> <td>113.6</td> <td>-0.0895</td> <td>17.78 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費の算定式</p> $J_o = a \cdot N_r^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_r : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					港湾 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %	工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					海岸工事	27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1198 263 1915 454"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1176 518 1870 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事</td> <td>23.60 %</td> <td>98.9</td> <td>-0.0909</td> <td>14.12 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.25 %</td> <td>46.5</td> <td>-0.0413</td> <td>19.20 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1176 718 1870 853"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>27.72 %</td> <td>113.6</td> <td>-0.0895</td> <td>17.78 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費の算定式</p> $J_o = a \cdot N_r^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_r : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %	工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					海岸工事	27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %	コメント 字句の修正
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																											
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																											
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																									
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
港湾 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %																																																																																									
工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %																																																																																									
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																									
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
海岸工事	27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %																																																																																									
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合であつた処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																											
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																											
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																									
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
漁港 漁場 関係 工事 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %																																																																																									
工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %																																																																																									
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																									
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
海岸工事	27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %																																																																																									
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 補足資料-1 P2-2-(3) 番号11	6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率 3) その他 ①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。 <p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="280 1141 974 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 構造物工事 海岸工事</td> <td>22.48 %</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_r^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_r : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					港湾 構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率 3) その他 ①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。 <p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1176 1141 1870 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁港 漁場 関係 構造物工事 海岸工事</td> <td>22.48 %</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_r^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_r : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分					漁港 漁場 関係 構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	コメント 字句の修正																																																								
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする			700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による			4億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																						
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
港湾 構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																																									
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																									
		a	b																																																																																										
工種区分																																																																																													
漁港 漁場 関係 構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																																									